

新潟大学大学院現代社会文化研究科における論文提出による博士の学位授与に関する取扱要項

平成16年2月5日

研究科委員会

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。)第24条の規定に基づき、新潟大学大学院現代社会文化研究科(以下「研究科」という。)における論文提出による博士の学位授与に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(学位申請資格)

第2 この要項に基づいて博士の学位を申請できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位以上を修得して退学した者
- (2) 大学院修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 教授会代議員会で学位申請資格を有すると認められた者

(博士論文及び参考論文)

第3 博士論文は、自立した研究者又は高度専門職業人として必要とされる高度の能力とその基礎となる豊かな学力が証明されるもので、参考論文を基礎に作成されたものとする。

2 参考論文は、博士論文の基礎となった単著若しくは共著、又はその他審査の参考となるもので、学術雑誌に公表されたもの又は公表予定のものとする。なお、共著の場合は、原則として筆頭著者のものに限る。

3 前項の参考論文は、3編以上あることを原則とし、共同研究あるいは共著である場合は、論文目録に申請者本人の担当部分を明記するものとする。

(博士論文予備審査の申請)

第4 博士論文の予備審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を新潟大学大学院現代社会文化研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

- (1) 博士論文予備審査申請書(様式第1号) 1部
- (2) 博士論文草稿(A4判とし、和文又は英文で、ワードプロセッサ、タイプ印字又は活字印刷したもの) 5部
- (3) 博士論文の要旨(A4判とし、和文で2,000字程度又は英文750words程度)(様式第2号) 5部
- (4) 参考論文 各5部
- (5) 論文目録(様式第3号) 5部
- (6) 履歴書(学歴、職歴及び研究歴を含む。)(様式第4号) 1部

(7) 最終学歴の証明書（大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位数を修得して退学した者は、その証明書を含む。） 1部

（予備審査委員会）

第5 研究科長は、博士論文の予備審査の申請があったときは、教授会代議員会に博士論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置する。

2 予備審査委員会は、申請者の学位申請資格の審査を行うとともに、提出された論文草稿等の内容について検討を行い、学位申請論文として審査の対象になるか否かについて判定を行う。

3 予備審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 学務委員長

(3) 当該論文の研究主題に関係の深い学術領域の教員の中から、研究科長の指名する教員 2人

4 予備審査委員会に主査を置き、委員の互選により選出する。主査は委員会を招集し、その議長となる。

（学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果の報告）

第6 予備審査委員会は、審査が終了したときは、次に掲げる書類をもって、教授会代議員会に審査結果を報告しなければならない。

学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果の要旨（様式第5号）

（博士論文審査の申請）

第7 学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果、博士論文の審査を申請することを認められた者は、次に掲げる書類等に学位規則第9条第1項に規定する審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、研究科に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位数以上を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文の審査を申請したときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

(1) 博士論文審査申請書(様式第6号) 1部

(2) 博士論文 紙媒体4部及び電子媒体（紙媒体はA4判とし、和文又は英文で、ワードプロセッサ、タイプ印字又は活字印刷したもの）

(3) 博士論文の要旨（A4判とし、和文で2,000字程度又は英文750words程度）(様式第2号) 4部

(4) 参考論文 各4部

(5) 論文目録(様式第3号) 4部

（学位審査委員会）

第8 研究科長は、学長から学位規則第10条第1項により博士論文の審査及び学力の確認を委嘱された場合は、教授会代議員会に資格審査、当該博士論文の審査及び学力の確認を付託する。

2 教授会代議員会は、前項に規定する付託を受けたときは、当該博士論文の主題等に応

じて研究科に所属する3人以上の教員によって構成する論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該博士論文の審査及び学力の確認を行わせるものとする。

- 3 審査委員会に主査を置き、委員の互選により選出する。
- 4 主査は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者（研究科に所属する教員以外の研究者を含む。）の委員会への出席を求め、又は意見を聴くことができる。

（学力の確認）

第9 審査委員会が行う学力の確認は、当該博士論文を中心として、関連する専門分野及び外国語について、筆記又は口述等の方法により行う。

- 2 学力の確認に係る外国語の種類は、博士論文の内容等を考慮して、審査委員会が定める。

（審査結果の報告）

第10 審査委員会は、審査が終了したときは、次に掲げる書類をもって、研究科教授会に審査の結果を報告しなければならない。なお、学位の授与に当たって、博士（学術）以外の専攻分野の名称が適当であると判断した場合は、その理由を付して報告するものとする。

- (1) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨（様式第7号）
- (2) 学力確認の結果の要旨（様式第8号）
- (3) 審査委員会の判定結果及び意見（様式第9号）

（学位授与の議決）

第11 教授会代議員会は、審査委員会からの報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学長への報告）

第12 研究科長は、第11に規定する議決の結果を学長に報告する。

（改正）

第13 この要項の改正は、教授会代議員会の議を経て行うものとする。

（雑則）

第14 この要項に定めるもののほか、研究科における博士の学位授与に関する取扱いに必要事項は、教授会代議員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 4 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。